

写

令和4年3月22日

目黒区長 青木 英二 宛て

目黒区公契約審議会

会長 遠藤 幸子

令和3年10月8日付目総契第5723号により諮問のあった令和4年度労働報酬下限額について、下記のとおり答申します。

なお、各委員からの意見も付しますので、今後の検討に当たっては十分に尊重することを要望します。

記

1 適用する「公共工事設計労務単価」の年度について

労働報酬下限額を決定するに当たり適用する公共工事設計労務単価の年度については、令和4年度の東京都の公共工事設計労務単価を基に算出することが妥当である。

2 工事請負契約（目黒区公契約条例第7条第2項第1号）に係る令和4年度労働報酬下限額

(1) 熟練労働者・一人親方

令和4年度の東京都における公共工事設計労務単価を8で除して得た額に、100分の90を乗じて得た額が妥当である。

なお、東京都の公共工事設計労務単価が設定されず、かつ東京都による参考値が示されない職種があった場合は、下記のとおりとすることが妥当である。

ア 屋根ふき工：職種「大工」の公共工事設計労務単価を8で除して得た額に100分の90を乗じて得た額

イ その他の職種：今年度の当該職種の労働報酬下限額に、令和4年度の東京都の公共工事設計労務単価（全職種）の平均伸び率を乗じて得た額

(2) 熟練労働者・一人親方に当たらない労働者

令和4年度の東京都における公共工事設計労務単価における職種「軽作業員」の設計労務単価を8で除して得た額に、100分の70を乗じて得た額

が妥当である。

3 業務委託契約及び協定（目黒区公契約条例第7条第2項第2号）に係る令和4年度労働報酬下限額

パートタイム会計年度任用職員の報酬額を基本に、東京都の最低賃金及び都内他自治体の設定額等を勘案して得た額が妥当である。（1時間当たり1,100円）

4 各委員からの意見

別紙のとおり。

以 上

【 各委員からの意見 】

(1) 公契約条例の運用についての意見

労働台帳の作成が負担となっている実態があることを踏まえ、事務負担の軽減に向けた対応を検討されたい。

(2) 工事請負契約の熟練労働者以外の者の労働報酬下限額についての意見

ア 建設業における労働者の高齢化が進んでおり、将来にわたる優れた人材の確保が必要であることから、見習い・手元等の労働者等の労働報酬下限額の引き上げについて特に検討されたい。

イ 一律で設定している熟練労働者以外の者の労働報酬下限額については、職種により作業内容が異なることを踏まえ、適切な金額設定について検討課題とされたい。

(3) 業務委託契約及び協定に定める契約に係る労働報酬下限額についての意見

ア 労働報酬下限額の設定に当たっては、目黒区のパートタイム会計年度任用職員の報酬額を基本としていることを踏まえ、早期にパートタイム会計年度任用職員の報酬額相当にされたい。

イ 他近隣自治体における実施状況も鑑み、職種別での労働報酬下限額の設定について検討されたい。

ウ 労働報酬下限額の設定に当たっては、労働者側の立場だけではなく、事業者側の立場にももう少し目を向けられたい。

(4) その他の意見

ア 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に取り組まれたい。

イ 建設キャリアアップシステム（CCUS）については、区レベルの工事では実績不足であり、活用については時期尚早と考える。

ウ 公契約審議会について、公開による審議に向けた検討をされたい。

エ 公契約条例の周知について、より理解を促すための工夫をされたい。